

森之宮府有地を活用した水素ステーション及び  
情報発信拠点施設整備に関する事業者公募要項

平成27年3月

大 阪 府

## 目 次

1	公募の趣旨	P 1
2	スケジュール	P 1
3	公募対象地の概要	P 2
4	公募参加資格	P 3
5	貸付条件等	P 4
	(1) 用途の指定	P 4
	(2) 一括賃借	P 4
	(3) 貸付期間	P 4
	(4) 貸付開始時期	P 4
	(5) 貸付料	P 4
	(6) 保証金	P 4
	(7) 貸付対象地の転貸及び権利譲渡の禁止	P 5
	(8) 実地調査及び報告への協力義務	P 5
	(9) 原状復旧	P 5
	(10) 費用負担	P 5
6	施設整備及び運営に関する基本条件	P 5
	(1) 整備に関する条件	P 5
	(2) 運営に関する条件	P 5
	(3) その他の条件	P 5
7	応募の手続き	P 6
	(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付	P 6
	(2) 応募書類	P 6
	(3) 応募書類の返却	P 7
	(4) 応募書類の不備	P 7
	(5) その他	P 7
8	現地説明会の開催	P 7
9	質問の受付・回答方法	P 7
10	事業者の決定	P 8
	(1) 決定手続	P 8
	(2) 選定基準	P 8
	(3) 審査方法	P 8
	(4) その他	P 8
11	審査結果	P 9
	(1) 審査結果の公表	P 9
	(2) 審査対象からの除外（失格事由）	P 9
	(3) その他	P 9
12	個人情報の収集及び提供	P 9
13	契約手続きについて	P10
	(1) 基本協定の締結及び保証金の納付	P 10
	(2) 事業実施に向けた開発等の協議	P 10
	(3) 事業用定期借地権設定契約の締結	P 10
	(4) その他	P 11
14	問い合わせ先	P11

### <参考資料>

- ・現況平面図（同図に示す公募対象地の斜線部分はいくまでも概略のものであり、イメージです。）
- ・丈量図

## 1 公募の趣旨

国による新たな「エネルギー基本計画」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の策定、燃料電池自動車（FCV）の市販開始など、将来の水素社会実現を目指す動きが進んでいます。

ロードマップの第1フェーズでは、燃料電池自動車の活用を拡大するため、平成27年度内に全国四大都市圏を中心に100箇所程度の水素ステーションを整備するとされ、平成27年2月現在、国の補助金を受け、全国で計41箇所の水素ステーションが整備中または整備済です。このうち大阪府内では2箇所（茨木市、泉佐野市）の水素ステーションが整備中ですが、府内のFCV普及をさらに加速させるため、都心部での整備が急務です。

水素社会は、地球温暖化対策などの環境面や、エネルギーセキュリティに加え、産業振興の面でも大きな意義があるとされています。特に大阪には燃料電池や水素ステーションに対応可能な、高度な技術をもつ企業が集積しており、府内の水素関連産業の振興などを目的に産学官で構成する「おおさかFCV推進会議」で「大阪府内における水素ステーション整備計画」を策定し、平成27年度から3年間で9箇所の整備を目標として、その促進に努めているところです。

また、国のロードマップの第2フェーズや第3フェーズでは、大規模な水素供給システムの確立や発電事業用水素発電の本格導入、さらにはトータルでのCO<sub>2</sub>フリー水素供給システムの確立を目指すとされています。エネルギー供給のあり方に加え、社会全般にも大きな変化が生じることから、水素の性質や安全な取り扱い等水素に関する様々な情報を多くの方々に知ってもらうことが重要となります。

このようなことから、このたび、大阪の都心部の府有地を民間事業者へ貸し付け、当該土地において水素ステーション及び情報発信拠点施設を建設及び運営・管理（以下、「本事業」という。）する民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定し、最適な土地活用をめざすものです。

## 2 公募スケジュール

本公募に関するスケジュールは以下のとおりです。

平成27年	3月18日（水）	公募開始
平成27年	3月24日（火）	現地説明会
平成27年	3月25日（水）	提出書類（応募申込書）提出及び質問受付締切
平成27年	3月26日（木）	提出書類（応募申込書以外）受付開始（～4/17【金】）
平成27年	3月30日（月）	質問回答
平成27年	4月17日（金）	提出書類（応募申込書以外）提出締切
平成27年	4月下旬	新エネルギー産業振興施策審査会による審査 （事業者（最高点取得者）の決定）
平成27年	4月下旬以降	基本協定締結



関係官公庁・管理者・権利者等との協議



事業者確定・契約締結・土地引渡し（平成27年9月予定）

### 3 公募対象地の概要

(1) 所在地（住居表示）

大阪市城東区森之宮一丁目1番5の一部（大阪市城東区森之宮一丁目6-102）

(2) 敷地面積（実測）

1,390.27m<sup>2</sup>

(3) 公簿地目

宅地

(4) 土地所有者

大阪府

(5) 用途地域

対象地と前面道路との境界から25m北側まで：商業地域

上記以北：準工業地域

※詳細は大阪市ホームページ（マップナビおおさか）を参照ください

<http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/?p=1&bt=0&mp=5&vlf=000006>

(6) 土地状況

- ・本件土地には、旧森之宮庁舎及び大阪府警察本部森之宮別館ならびに大阪府森之宮天然ガス充填スタンドの建物及び設備があります。

対象地は、旧森之宮庁舎を除く部分で、東側がUR都市機構森之宮住宅、西側が大阪がん循環器病予防センター、南側は主要地方道築港深江線（中央大通）に接しています。

- ・区画の形状は整形です。
- ・地中には、ガス管、上下水道管、地中電線等が埋設されています。

(7) 位置図



【交通アクセス】

- ・JR環状線、地下鉄（中央線・長堀鶴見緑地線）「森ノ宮」駅から約200m
- ・阪神高速道路東大阪線法円坂出口料金所から約1km

## 4 公募参加資格

公募に参加できる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ① 本事業の実現に必要な組織及び人員を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 事業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ⑥ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑦ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑧ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- ⑨ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（③キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められ

る者（③キに掲げる者を除く。）でないこと。

- ⑩ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

## 5 貸付条件等

### （1）用途の指定

事業者は、対象地を、以下のすべての要件を満たす水素ステーション及び情報発信拠点施設用地として使用しなければなりません。

ア 300Nm<sup>3</sup>/h以上の供給能力を有する水素ステーションであること

イ FCVや水素ステーション等の関係技術の展示や、府民や企業・大学等が水素に関する最新の情報に触れることができる設備もしくは機能を有する施設であること

### （2）一括賃借

土地の賃借については、対象地全ての一括賃借とし、対象地の一部のみを賃借することはできません。

### （3）貸付期間

20年間（更新不可）

### （4）貸付開始時期

府が貸付対象地内の既存施設を撤去し、事業者が本事業に着手できる状態となったとき。

### （5）貸付料

#### ① 貸付料の額

ア 応募金額は、下記の最低貸付価格以上で、年額貸付料を百円単位で記入してください。

【最低貸付価格】11,976,000円/年

（消費税及び地方消費税は課税されません。）

イ 平成27年度における貸付料は、年度途中であることから、年額貸付料を日割り計算（1年を365日として計算）し、百円未満を切り上げた額とします。

#### ② 貸付料の支払い

貸付料の支払いは、平成27年度については前記①イの金額を、平成28年度以降は年額貸付料の全額を府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。

#### ③ 貸付料の見直し

ア 貸付料は、対象地の引渡しの日から原則として3年ごとに改定することができることとします。

イ アにかかわらず、貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合にも、改定することができることとします。

### （6）保証金

基本協定締結時には保証金を納付していただくこととします。

#### ① 保証金の額

年額貸付料以上の金額で、基本協定に定める額

#### ② 保証金の支払い

保証金の支払いは、府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。

(7) 貸付対象地の転貸及び権利譲渡の禁止

貸付対象地を転貸することや権利を譲渡することはできません。万一、これに違反した場合は、直ちに事業者の負担により対象地の原状復旧をした上で、府に返還していただきます。

(8) 実地調査及び報告への協力義務

対象地の利用状況等を確認するため、府職員が実地を調査し、又は報告を求めた場合は、事業者は協力しなければなりません。

(9) 原状復旧

対象地について、契約終了時には事業者の負担により原状復旧をしていただきます。ただし、本府との事前協議により特に認めた場合はこの限りではありません。

(10) 費用負担

事業者は、水素ステーション及び情報発信拠点施設の設計、建設、運営、所有、維持管理等にかかるすべての費用を負担しなければなりません。

## 6 施設整備及び運営に関する基本条件

(1) 整備に関する条件

- ① 事業者は土地引渡後（府による既存施設の撤去完了後）、速やかに着工することとし、水素ステーションについては平成28年3月末までに整備を完了してください。（ただし、事業者の責に帰さない理由により遅延する場合はこの限りではありません。）
- ② 貸付対象地にはガス管、給排水管、地中電線等が埋設されていますので、建築物や構造物等の施工に際しては十分注意し、誤って毀損した場合は、事業者の負担で回復処置を実施してください。
- ③ 貸付対象地とそれ以外の府有地との境界線のうち、北側と東側の二辺にフェンス等の壁を設置してください。
- ④ 上記①～③のほか、整備を進める上で必要となる建築物や構造物等の設置、維持管理及び撤去に要する全ての費用は、事業者の負担となります。
- ⑤ 整備工事等に関する近隣住民、地域自治会等への説明は、事業者の責任において実施してください。

(2) 運営に関する条件

水素ステーション及び情報発信拠点施設は、善良な管理者としての注意をもって管理してください。

(3) その他の条件

- ① 公害の防止や環境保全等に関し、関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じてください。
- ② 施設の建設に際して生じる騒音、振動、ほこり等の周辺への影響については、事業者の責任において対応してください。
- ③ 敷地出入口については、道路管理者等の関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じてください。

## 7 応募の手続き

公募申込受付手続等は、以下のとおりです。

「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

### (1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

#### ① 配布方法

「14 問い合わせ先」で配布するほか、新エネルギー産業課ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/morinomiyasuiso/index.html>)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

#### ② 受付期間

##### ア 応募申込書(様式1)

平成27年3月18日(水)から平成27年3月25日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

##### イ 「ア 応募申込書」以外の書類

平成27年3月26日(木)から平成27年4月17日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

注) イの書類については、「ア 応募申込書」を受付期間中に提出していない場合、受付できません。

#### ③ 提出方法

書類は必ず後段の「14 問い合わせ先」に記載の箇所に事前連絡の上ご持参いただくか、もしくは書留郵便にて郵送してください。(締切当日必着)

#### ④ 費用の負担

応募に要する費用の全ては応募者の負担とします。

### (2) 応募書類

#### ア 応募申込書(様式1)

#### イ 事業計画提案書(様式2)

#### ウ 事業実績申告書(様式3)

#### エ 共同企業体届出書(様式4)※

#### オ 共同企業体協定書(写し)(様式5)※

#### カ 委任状(様式6)※

#### キ 使用印鑑届(様式7)※

(※エ～キの書類は共同で応募をする場合のみ)

#### ク 誓約書(参加資格関係)(様式8)

#### ケ 定款又は寄附行為の写し(原本証明してください。)

#### コ 納税証明書(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

##### (1) 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店所在地を管轄する都道府県税事務所が発行するもの

##### (2) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書



サ 財務諸表の写し（最近 2 期分のもの、半期決算の場合は 4 期分）

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ① 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ③ 応募書類の提出に際しては、応募申込書（上記（2）ア）については、正本、コピーそれぞれ 1 部ずつを、それ以外の書類（上記（3）イ～サ）については、書類 1 式を A4 ファイルに綴って、合計 7 部（正本 1 部、コピー 6 部）提出していただくとともに、電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。
- ④ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。  
＜記入例＞「森之宮府有地活用事業」計画書 株式会社〇〇（法人名）
- ⑤ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- ⑦ 使用言語は日本語、単位はメートル法、数字はアラビア数字を用いてください。

## 8 現地説明会の開催

以下のとおり、現地説明会を開催しますので、参加を希望される方は、開始時間までに現地に集合してください。参加に際し、事前連絡は不要です。公募申込をされる方は出席していただきますようお願いします。

なお、現地説明会当日の正午時点で、公募対象地所在地の大阪市において大雨・暴風警報が発令されている場合は、説明会を中止させていただきますので、予めご了承ください。

（気象情報はこちらから確認できます。<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>）

(1) 開催日時

平成 27 年 3 月 24 日（火） 午後 2 時から

(2) 場所

「3 公募対象地」の「(1) 所在地（住居表示）」

大阪市城東区森之宮一丁目 1 番 5（大阪市城東区森之宮一丁目 6-102）

## 9 質問の受付・回答方法

応募者からのご質問には以下のとおり対応します。

(1) 受付期間

平成 27 年 3 月 18 日（水）から平成 27 年 3 月 25 日（水）午後 5 時まで

## (2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

- ① メール送信に際して、件名に必ず「森之宮公募質問」の文字を入れてください。
- ② 送信後、必ず大阪府 新エネルギー産業課（電話：06-6210-9485）まで電話で到達の確認をお願いします（※土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで）。
- ③ 質問への回答は3月30日(月)午後6時までに、新エネルギー産業課ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/morinomiyasuiso/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 10 事業者の決定

### (1) 決定手続

新エネルギー産業振興施策審査委員会による審査を行い、事業者を決定します。

### (2) 選定基準

事業者の選定の基準は、以下のとおりです。

審査項目	審査内容	配点
水素ステーション	○大阪都心部における水素供給拠点としてふさわしい形式、能力、規模であること ○今後導入される燃料電池バスにも対応可能であること	25点
情報発信拠点施設	○府民や企業・大学等に対し水素エネルギーの意義や水素に関する情報発信が効果的に行える施設であること ○立地環境を活かし、大阪・関西における水素社会実現に向けたシンボル施設として機能する施設であること	35点
事業性 (継続性)	○本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること ○事業の実現性や継続性に問題がないこと	10点
環境や交通安全への配慮	○施設の配置や外観について、景観など周辺環境への配慮がなされていること ○周辺の交通安全に適切な配慮がなされていること	10点
価格	○最低貸付価格をどの程度上回っているかということ	20点
合 計		100点

### (3) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行います。なお、プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

### (4) その他

審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## 1 1 審査結果

### (1) 審査結果の公表

- ア 事業者が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、5月中旬頃に以下の項目を新エネルギー産業課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/morinomiyasuiso/index.html>) において公表します。

- ① 最高点取得者及び基本協定締結相手
- ② 基本協定締結相手の事業概要
- ③ 全応募者数
- ④ 全応募者の概要
- ⑤ 基本協定締結相手の選定理由
- ⑥ 審査委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑦ その他 最高点取得者と基本協定締結相手が異なる場合は、その理由  
但し、応募者の得点は公表しません。

### (2) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 大阪府が求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- イ 応募者又は応募共同企業体の構成企業が「6 公募参加資格」を満たさなくなった場合
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 基本協定締結相手選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- カ 応募書類に虚偽の記載を行うこと
- キ 応募書類に重大な不備があった場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ケ その他、本要項に違反した場合

### (3) その他

審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

## 1 2 個人情報の収集及び提供

- (1) 事業者が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、事業者決定後速やかに、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出してください。
- (2) 事業者に決定した者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、事業者から提出のあった履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

### 1.3 契約手続きについて

#### (1) 基本協定の締結及び保証金の納付

事業者として決定された方は、特別の理由が無い限り、大阪府と別添「森之宮府有地を活用した水素ステーション及び情報発信拠点施設整備に関する協定書（案）」により基本協定（予約契約）を締結していただきます。基本協定の締結に際し、保証金として年額貸付料以上の金額を大阪府の定める方法に則り現金で納付してください。なお、保証金は本契約（事業用定期借地権設定契約）の契約保証金に充当します。

なお、事業者の責めに帰すべき事由により、本協定で定める期日までに契約の締結ができない場合で、大阪府が基本協定を解除したときは、保証金は返還しません。

#### (2) 事業実施に向けた開発等の協議

基本協定締結後、事業者として大阪府、大阪市との都市計画等の協議や地元調整、建築確認申請のための協議その他必要な手続きを進めていただきます。

##### 【協議の主な内容】

- ・500m<sup>2</sup>以上の土地の区画形質の変更は、都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があります。工事計画の策定後、大阪市都市計画局開発誘導課（TEL06-6208-9285）へ協議を行ってください。
- ・1,000m<sup>2</sup>以上の敷地において建築物を新築、改築、または増築する場合は、大阪府自然環境保全条例により、緑化計画書等の届出が義務付けられています。（問合せ先・窓口：大阪市建設局公園緑化部協働課 TEL06-6469-3856）
- ・当該敷地の前面地下には地下鉄構造物が存在しています。工事に先立ち、大阪市交通局鉄道事業本部工務部技術課の近接協議担当（TEL06-6585-6709）と協議を行ってください。

##### 【その他の主な手続き等】

- ・当該敷地の地盤状況に関し、大阪府警察本部森之宮別館のエリアについてはボーリング調査結果が存在し、データ提供が可能です。その他のエリアでのボーリング調査の実施については、事業者決定後、大阪府警察本部の了解を受けた上で、実施が可能です。
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、土地の形質変更に関し先立つ土壌調査は不要です。
- ・延べ面積が5,000m<sup>2</sup>超かつ地上6階以上の新築を行う場合、景観法（平成16年法律第110号）第16条に基づく大阪市への届出が必要となります。
- ・上記の他、事業計画提案の内容により、関係法令に基づく手続きが必要となる場合があります。

#### (3) 事業用定期借地権設定契約の締結

- ① 事業者は、「5 貸付条件等」に掲げる条件により、府と借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権の設定を目的とする事業用定期借地権設定契約（以下、「契約」という。）を締結するものとします。
- ② 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書（暴力団排除条例関係）」（様式9）を提出していただきます。誓約書を提出いただけないときは大阪府は契約を締結しません。
- ③ 事業者が、基本協定を締結した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中で

あるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。

- ④ 事業者が、基本協定を締結した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しません。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者  
又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると優先交渉権者が認められる場合

イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を優先交渉権者が受けた場合

- ⑤ 契約保証金は本契約の終了後、完全な更地として土地の引渡を受け、建物等の滅失登記手続きが完了したことを確認の後、事業者は無利息で返還します。(事業者に残債務がある場合は控除後返還)。

また、契約に際しては公正証書で締結することとします。

- ⑥ 公正証書作成・契約・登記に要する費用は、事業者の負担とします。

#### (4) その他

- ① 次のような場合、事業者としての資格を取り消し、契約を締結しません。

ア 正当な理由なくして基本協定に指定する期日までに契約締結に応じなかった場合

イ その他、本要項に違反した場合

- ② 各種行政協議や地元調整が不調となったため、契約の締結や施設の開業ができない事態が生じても大阪府はその責めを負いません。

- ③ 本募集要項において定めのない事項、明確でない事項等については、事業者の決定後別途協議します。

## 14 問い合わせ先

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー産業課 新エネルギー産業グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

電話：06-6210-9485 FAX：06-6210-9481

E-mail：shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp